

# 広島映画・ドラマ等のロケーション撮影誘致推進事業補助金交付要綱

## (通則)

第1条 公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が実施する、映画・ドラマ等のロケーション撮影誘致推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 本事業は、地域経済の活性化を図るとともに、広島の魅力を生域内外に発信し、知名度・魅力の向上及び観光客の誘致を行うため、広島市内における映画・ドラマ等の撮影の誘致を促進することを目的とする。

## (補助対象事業)

第3条 この要綱の規定に基づき補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 劇場、テレビ又はインターネット配信等の媒体で広く公開（以下「公開等」という。）される作品（以下「作品」という。）の制作等であり、交付決定の日から5年以内に公開等されること
  - ア 実写（映画、ドラマ、ドキュメンタリー）
  - イ アニメーション
- (2) 広島市が作品のメインロケ地として登場すること又は舞台の一つであること
- (3) 作品の制作経費のうち、広島市内に本社、支社、支店、事務所又は事業所等を有する法人若しくは居住する個人（以下「事業者」という。）に対して支出する補助対象経費の総額が500万円以上の作品であること
- (4) 作品を公開等した実績を証明する成果品等を提出できるものであること
- (5) 広島市の知名度・魅力の向上及び観光客の誘致に資するものと認められること
- (6) 成人向けの作品でないこと（これに準ずるものを含む。）
- (7) 特定の政党その他政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する作品でないこと
- (8) 公序良俗に反するなど反社会的非難を受けるおそれのあるものでないこと
- (9) 作品の視聴者が特定の人に限られ、広く一般に公開されない作品でないこと

2 前項の規定によるほか、ビューローの理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めたもの

## (補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、国内に所在する団体で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本の法令に基づく法人格を有する団体
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な定款又は規約若しくは組織人員等を有しかつ資金等についての十分な経理・管理能力を有している団体
  - ア 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること
  - イ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
  - ウ 団体活動の本拠として事務所を有すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は補助対象者としな

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者
- (3) 県税・市町村税が課税されている団体で、対象となる県税・市町村税の滞納がある者（本市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納がある者）
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (5) 広島市競争入札において、参加停止措置を受けている者
- (6) 各種法令等に違反している者、行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者、特定の政治、思想又は宗教の活動を行う者
- (7) その他理事長が適当でないと認める者

### （補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、広島市内において行われる撮影で、事業者を支払う経費のうち、別表に掲げるものとする。

- 2 広島市外（広島市が連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結している市町（以下「広島広域都市圏」という。））での撮影に伴い支払った経費を、前項に規定する経費の20%に相当する金額を上限に補助対象経費として加算することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び前項中「広島市内」とあるのは、「広島広域都市圏内」と読み替えるものとする。
- 3 補助対象経費は、補助対象期間内に発生し、かつ支払いが完了しているものとする。

### （補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、交付決定があった日から交付決定日の属する年度末までとする。

### （補助金の額）

第7条 補助金の額は、第5条に規定する補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で理事長が決定する。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 1作品当たりの補助金の上限額は1,000万円とする。

### （補助金の交付申請）

第8条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手に先立ち、以下の書類を理事長へ提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 補助対象経費調書（別表第1に掲げる経費の区分に応じて内訳が分かる書類を含む。）（第3号様式）
- (4) 申請者の定款
- (5) 申請者の登記事項証明書
- (6) 直近の決算書
- (7) 第4条第2項第3号及び第4号に該当しないことを証する書類
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書（第4号様式）
- (9) 作品の企画書

- (10) 制作スケジュール表
  - (11) 役員名簿
  - (12) 申請者の過去の実績がわかる資料
  - (13) その他理事長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### **（審査及び交付決定）**

第9条 理事長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときには、別に定める審査会に付議し、補助金を交付すべきと認めたものについて交付決定を行い、交付申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについて、第13条第3項に規定する手続が行われないと判断した場合には、第14条に規定する補助金の額の確定において必要な額を減じるものとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### **（補助金の交付条件）**

第10条 理事長は、補助金の交付に当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 次の各号に掲げる事項に協力すること
  - ① クレジット表記  
作品のエンドロール、ポスター及びチラシ等のPR素材に指定するクレジットを表記すること
  - ② 撮影画像等の提出  
広島フィルム・コミッションが作成する資料等に掲載するための作品の画像データを提出し、使用を許諾すること
  - ③ ポスター等の提供  
ポスター、主要なキャストのサイン及びその他グッズ等を提供すること
  - ④ 撮影現場取材  
地元メディア等による撮影現場取材を承諾すること
- (2) 補助金に関する収入及び支出を明確にした帳簿その他関係書類を備え、領収書等の関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を、補助金を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 同一作品において、国、他の自治体等による補助金等を活用する場合は、それぞれの申請において対象経費が重複することのないよう、経理を明確にしなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた後、ビューロー又は広島市が当該補助金の使途等に係る調査を行う場合は、協力しなければならない。
- (5) 撮影等を行う際は、関係法令を遵守するとともに、現場での安全管理に十分に留意しなければならない。
- (6) ビューローが実施するフィルム・コミッション事業の推進に係る取組に協力しな

ればならない。

- 2 その他、理事長が補助金の交付の目的を達成するために必要とする事項

### **(交付決定事項等の変更)**

- 第11条 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（第5号様式）を提出し、理事長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合は、この限りでない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、中止・廃止承認申請書（第6号様式）を提出し、理事長の承認を受けるものとする。この場合、既に受領済の補助金の取扱は第16条第2項に準じるものとする。

### **(状況報告)**

- 第12条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

### **(実績報告)**

- 第13条 補助対象者は、補助対象経費の全ての支払いが完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から60日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに実績報告書（第7号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 2 第1項の実績報告書に添付すべき書類は次の各号のとおりとする。
    - (1) 補助対象経費実績調書（別表第1に掲げる経費の区分に応じて内訳が分かる書類を含む。）（第8号様式）
    - (2) 補助金の交付対象となる経費に係る領収書、受領証等支払いを証明するものの写し
    - (3) その他必要に応じ理事長が必要と認める書類
  - 3 第8条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を明らかにし、第11条に規定する変更の手続を行った後、これと整合する実績報告書を提出すること。
  - 4 補助対象者は、対象作品の公開等が決定されたときは、速やかにその旨を広島映画・ドラマ等のロケーション撮影誘致推進事業補助金公開等報告書（第9号様式）により理事長へ報告しなければならない。

### **(補助金の額の確定)**

- 第14条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときには、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

### **(補助金の交付)**

- 第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助金確定通知を受けた交付決定者は、補助金の交付請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

### (交付決定の取消し)

第16条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金の交付申請、実績報告等について、虚偽の記載がある場合
- (2) 補助事業の内容が第3条の規定に該当しない場合
- (3) 作品が、交付決定の日から5年以内に公開等されないことが明らかになった場合
- (4) その他理事長が必要と認めた場合

2 理事長は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

### (事業の公表)

第17条 当該要綱において交付決定を受けた作品に係る情報は、原則として公表される。ただし、機密情報等については、公表時期等について個別に協議を行う。

### (紛争の管轄)

第18条 この要綱に関する一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理する。

### (委任細則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

### 別表 (第5条関係)

経費項目	補助対象経費	上限額	補助率
宿泊費	撮影スタッフ及び出演者の宿泊に要する経費	8,000円/人/1泊	10分の10
食糧費	撮影場所での弁当代及びお茶代		2分の1
交通費	来広に係る交通費	国内：10,000円/人/片道 海外：75,000円/人/片道	10分の10
	補助対象地域内を移動する交通費		2分の1
施設使用料	撮影場所での施設使用に要する経費		2分の1
美術費	撮影に要する大道具・小道具・衣装、セットの建て込み費用等		2分の1
機材費	撮影用機材のレンタル・リース費用等（現地での調達に限る）		2分の1

人件費	撮影場所で負担した制作にかかる 現地スタッフの人件費		2分の1
-----	-------------------------------	--	------

- 1 制作に向けたロケハン・シナハンに係る上記の経費（宿泊料、交通費に限る）は、補助対象とする。
- 2 上記対象経費のうち、その用途や性質に照らして、補助対象とすることが適切でないと理事長が判断したものは、補助対象外とする。